

## 委託業務仕様書

### 1 委託業務名称

令和8年度 関係機関等と連携した海外企業誘致の強化

### 2 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

### 3 本仕様書の位置づけ

本仕様書は、受託者が実施する内容等について最低限の基準を定めたものであり、受託者の提案を踏まえ変更する場合がある。

### 4 趣旨・目的

本業務は在日大使館・JETRO等との関係機関と連携し、海外におけるネットワーク構築を強化するとともに、現地におけるプロモーション活動を通じて本市のビジネス環境及び魅力を発信することにより、有望な企業等の本市への進出を促進することを目的とする

### 5 委託内容

京都市における海外企業誘致を促進するため、在日大使館やJETRO海外事務所等との関係機関と連携し、海外におけるネットワーク構築及び京都のビジネス環境の発信を強化するためのプロモーション活動を海外で実施する。また、本市職員が現地を訪問する機会に合わせて、日本への進出支援を行う機関・企業等との面談を設定し、関係構築を行う。なお、本市が当該企業等との面談に使用するプレゼン資料の作成を支援する。委託内容は、以下(1)~(5)のとおりとする。

#### (1) 海外プロモーション活動の企画及び実施

ア 受託者は京都市及び関係機関と連携のうえ、海外におけるプロモーション活動を2件企画し、実施するものとする。また活動エリアは北米、欧州、アジアとすること。なお、プロモーション活動に該当するものとして、海外カンファレンスへのブース出展や、海外でのイベント開催とし、2件のうち、少なくとも1件はイベント開催を提案すること

イ 前項のうち、1件については本市の姉妹都市であるドイツ・ケルン市において開催される海外カンファレンスに参加し、ブース出展を通じたプロモーション活動を提案すること。提案にあたり、想定されるイベントは下記のとおりである。なお時期は令和8年8月から9月とすること。

- ・ gamescom 2026（ドイツ・ケルンで毎年開催される世界最大級のゲーム見本市。会場には世界の大手ゲーム会社や周辺機器メーカーが参加予定。2026年は8月26日から30日まで開催）

- ・ DMEXCO（ドイツ・ケルンで開催される欧州最大級のデジタルマーケティング・技術見本市。2026年は9月23日、24日に開催）
  - ・ DIGITAL X（ケルンで開催される大規模なAI、DXなどデジタル系のビジネスカンファレンス。2026年は9月8日に開催）
- ウ プロモーション活動の実施にあたっては次に掲げる業務を行うこと
- ・ プロモーション活動におけるテーマの設定及び企画立案
  - ・ 海外カンファレンスにおけるブース展示の設え
  - ・ 在日大使館、JETRO等との調整
  - ・ 登壇者及び参加者の選定・招聘
  - ・ 会場の選定及び手配
  - ・ 広報及び参加者募集
  - ・ 当日の運営（司会進行、通訳手配など）
  - ・ 交流を促進するために必要と判断される場合、ケータリング（軽食・飲料等）の企画、手配及び提供
  - ・ 記録及び実施報告書の作成

## (2) 対象国・地域の戦略的選定

- ア 受託者は本業務の目的を達成するため、海外プロモーション活動を実施する国及び地域について、戦略的観点から優先順位を付したうえで提案すること
- イ 対象国・地域の選定にあたっては次に掲げる事項を総合的に勘案すること
- ・ 京都市の重点産業分野との親和性と企業誘致の実現可能性
  - ・ スタートアップやベンチャーキャピタル、研究機関等を含むエコシステムの状況
  - ・ 在日大使館、JETRO等との連携可能性
  - ・ 過去の取り組み実績及び今後の発展性

## (3) 本市職員の渡航及び宿泊手配

- ア 受託者は前項に基づく海外プロモーション活動の実施にあたり、本市の職員（各イベント最大2名）が参加できるよう、当該職員の渡航及び宿泊に関する手配を行うこと
- イ 渡航及び宿泊の手配にあたっては次にあげる事項に留意すること
- ・ 渡航日程については本市と事前に協議のうえ決定すること
  - ・ 航空券の手配は、合理的かつ経済的な経路及び運賃を基本とすること
  - ・ 宿泊施設は安全性、利便性及び業務遂行上の適切性を考慮して選定すること
- と
- ・ 現地移動（空港送迎、会場間移動等）の手配を行うこと
  - ・ 渡航に必要な手続き（査証取得支援など）がある場合は、必要な情報提供を行うこと

#### (4) 海外の現地機関とのネットワーク構築及び面談設定

ア 受託者は海外における政府機関、企業支援機関、金融機関、ベンチャーキャピタル、その他これらに類する機関のうち、本市の海外企業誘致に資する連携が見込まれる機関とのネットワーク構築を行うものとする

イ 受託者は前項に規定する現地機関との関係構築にあたり、委託者と協議のうえ、当該機関との面談を、各イベントを開催する国・地域において5件以上設定すること

ウ 面談の設定に当たっては次にあげる事項を実施すること

- ・ 候補となる現地機関の選定及びリストの作成
- ・ 各機関の役割、機能及び本市との連携可能性の整理
- ・ 面談に向けた事前調整（アジェンダ作成、資料準備など）
- ・ 面談当日の運営支援（通訳手配、進行補助など）
- ・ 面談後の摘録作成

#### (5) 広報及び参加者募集

受託者はプロモーション活動の効果的な実施のため、次にあげる広報活動を行うこと

- ・ 受託者のネットワークを活用した周知
- ・ SNS、メールなどを活用した情報発信
- ・ ターゲット企業、機関への直接的なアプローチ

#### (6) フォローアップ及び継続的なコミュニケーション体制の構築

受託者は、本業務を通じて得られたネットワークを具体的な誘致成果につなげるため、次にあげる事項を実施すること

- ・ 活動を通じて構築した現地機関や企業とのコンタクト情報、面談結果、投資関心度等を整理したリストを作成し、委託者と共有すること
- ・ フォローアップを通じて把握した個別の要望や進出検討状況に基づき、具体的な進出意欲が確認された場合は、速やかに本市への引き継ぎを行うこと
- ・ 本市への進出に関心を示す企業に対し、各企業の検討フェーズに応じた最適な関係構築手法を構築し、具体的な誘致成果に繋げるためのフォローアップを行うこと。

### 6 安全管理

受託者は海外における業務の実施に当たり、次にあげる安全管理を行うこと

- ・ 現地の治安状況及びリスク情報の収集
- ・ 緊急時の連絡体制の整備
- ・ 事故等発生時の迅速な対応

## 7 成果の報告

受託者は各プロモーション活動終了後、速やかに次にあげる事項を含む報告書を提出すること

- ・ 実施概要（日時、場所、内容など）
- ・ 参加者数及び属性
- ・ 参加企業・機関の一覧
- ・ 商談・面談の実施状況
- ・ 今後の誘致につながる見込み案件
- ・ 課題及び改善提案

## 8 委託料に含まれる経費

本業務の実施に必要な経費は、すべて委託料に含まれるものとする

- ・ 海外プロモーション活動の企画及び運営にかかる費用
- ・ 受託者の旅費、宿泊費、移動費
- ・ 海外カンファレンスへの参加費、及びブース展示における設えにかかる費用
- ・ 広報及び資料作成にかかる費用
- ・ 交流促進を目的として、必要に応じて提供するケータリングに要する費用
- ・ 通訳及び翻訳にかかる費用
- ・ 関係機関との調整にかかる費用
- ・ 委託者（本市）の職員の海外渡航にかかる費用（航空運賃、宿泊費、現地交通費等）
- ・ その他本業務に遂行に必要な一切の費用

受託者は上記「委託者（本市）の職員の海外渡航にかかる費用」に掲げる費用について、委託者と事前に協議のうえ、合理的かつ経済的な内容で手配を行うこと

## 9 提案内容の調整

受託者は提案書に基づき本業務を実施するものとする。ただし、業務の具体的な内容、実施方法、スケジュールその必要な事項については、社会情勢の変化、関係機関との調整状況その他の事情を踏まえ、委託者と受託者が協議のうえ、適宜見直し及び調整を行うことができるものとする

## 10 成果物等

本業務終了後、実施内容が分かる以下の書類を添付のうえ、速やかに実施報告書を提出すること。（提出期限：令和9年3月31日）

- ・ 実施報告書
- ・ 提出先：京都市産業観光局 企業誘致推進室

## 11 進捗管理

- ・ 受託者は、契約後速やかに作業スケジュールを提出するとともに、緊密に連携し適切な進捗管理を行うものとする。
- ・ 受託者は業務の進捗状況を共有するため、委託者との定期的なミーティングを実施するものとする

## 12 その他留意事項

- (1) 受託者は、本業務の履行に当たり、別紙1「個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書」に定める内容を遵守し、個人情報の保護に努めること。また、契約後速やかに別紙2「個人情報の取扱いに係る安全管理措置状況申出書」を提出するとともに、本市の求めに応じて立入調査に対応又は別紙3「個人情報取扱事務の委託先への検査チェックシート」を提出すること。
- (2) 本市の意図及び目的を十分に理解したうえ、本業務の責任者を配置し、適正な人員を配置して正確に行うこと。
- (3) 募集要項及び本仕様書に定めのない事項や、その他調整を要する事項については、受託者と本市が協議のうえ、決定することとする。
- (4) 本業務を通じて生じた著作権や著作権等の一切の権利は、全て本市に帰属する。
- (5) 本業務で履行した内容に含まれる第三者の著作権その他の権利については、受託者が納品前に適切な処理を行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
- (6) 本業務の全部または主たる業務の一部を第三者に委任してはならない。なお、本業務の一部を第三者に委任する場合は、事前に本市に対し書面により申請し、承認を得ること。
- (7) 受託者は、本業務で知りえた情報及び業務に係る内容を第三者に漏らすことや、自己の利益その他の目的のために利用することはできない。これは、委託業務終了後も同様とする。
- (8) 受託者が本業務によって委託者又は第三者に与えた損害は、すべて受託者の負担とする。